改正後	改正前
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式	三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式
2　第二十五条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。	2　第二十五条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
（フレキシブルディスクにはり付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第二十八条　第二十五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。	**第二十八条**　第二十五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　日本電気計器検定所　理事長　名	一　日本電気計器検定所　理事長　名
二　提出年月日	二　提出年月日
備考　表中の［　］は注記である。	備考　表中の［　］は注記である。

［削る］

様式第二を削る。

（発電水力流量測定規則の一部改正）

第十一条　発電水力流量測定規則（昭和四十年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十五条　第十三条第一項又は第二項の書類の提出については、これらの書類に代えて、当該書類の作成に必要となる事項を様式第四により記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）を提出することにより行うことができる。	**第十五条**　第十三条第一項又は第二項の書類の提出については、これらの書類に代えて、当該書類の作成に必要となる事項を様式第四により記録したフレキシブルディスク及び様式第五により作成したフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［削る］

（フレキシブルディスクの構造）

第十六条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十七条　第十五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一項第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二号（平成二年）に、前条第一項第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五号（平成七年）に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号（平成七年）に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十八条　第十五条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一号（昭和六十二年）又はX六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　報告者の氏名

二　報告年月日

［削る］

様式第五を削る。

備考　表中の［　］は注記である。